

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年6月24日

◆議案審査 保健医療部・病院局関係

Q. 柳下礼子委員

- 1 救急隊へのタブレット端末導入について伺う。
佐賀県の健康福祉本部が出している資料の中に、医療現場が抱える課題ということで救急搬送される人数の増加、救急医療現場のスタッフの疲弊とある。タブレットの導入が埼玉県の救急医療の発展に大きく貢献してもらいたいと考えるが、県は行政として、現場の状況をどのように受け止め、支援していくのか。
- 2 本年5月、県に医療対策協議会救急医療部会から救急医療に係る提言がされているが、県として今後どのように対応していくのか伺う。
- 3 済生会栗橋病院の救命救急センターとしての指定の見通しについて伺う。
- 4 群馬県など近隣県との広域連携の現状と見通しについて伺う。
- 5 医師確保全体の問題に対して、どのように対応していくのか伺う。
- 6 県内医療機関の耐震化について、実績と今後の予定はどうなっているか伺う。また、耐震化基金の積立金の見通しについても伺う。

A. 医療整備課長

- 1 タブレット導入に関しては、県内全ての消防機関を周り、直接現場の意見を伺った。また、これまでも救急専門医や医療スタッフ、消防機関側の意見を聴いてきた。今後は検討委員会を立ち上げ、現場の声を反映させるようにする。
- 2 救急医療部会には救急専門医や消防機関も入っており、重く受け止めている。具体的には緊急・短期の取組課題と中長期の取組課題に分かれているが、できる限り対応していきたい。
- 3 県内8か所目の救命救急センターとして、済生会栗橋病院の指定を目指しているが、医師が確保できず未だ開設に至っていない。病院としては、系列大学の医局に医師派遣の要請をして

きたが、すぐには医師が確保できない状況である。県としても、医師の確保に当たり大学への寄附講座の予算措置を講じている。引き続き、医師派遣要請にも職員が同行するなど、できる限りの支援を図っていく。

- 4 本庄地域からは救急患者の3割以上が群馬県の医療機関に搬送されている。県北地域の消防本部を回った際も、タブレット端末で群馬県の医療機関情報を閲覧したいとの話があった。救急医療情報システムは基本は県単位で整備しているが、群馬県と相互閲覧する方向で進めている。
- 5 小児医療センターの当直医派遣等対策を講じている。また、研修医への奨学金貸与を実施しており、今後もしっかりと対応していきたい。
- 6 県では、災害拠点病院や二次救急医療機関を優先的に整備を進めており、平成25年4月現在で対象となる病院は167ある。今回の補正予算により着工する2病院を含め、補助対象の病院の耐震化が全て完了すると、全体の4分の3近い123病院が耐震化される。残りの病院のうち耐震診断済みのものについては、耐震補強を行うのか、建替え新築を行うのか意向を確認し、早期に実施するよう働きかけていく。

また、耐震化基金については平成27年度までに支出する予定で、工事の進捗に合わせて順次補助していく。

Q. 柳下委員

- 1 県の医学部調査・検討プロジェクトチーム報告書をこれからどのように生かすのか。
- 2 身体合併症を有する精神疾患患者やリハビリ期の患者の円滑な転院を進めるため、県としてどのように対応するのか。

A. 保健医療政策課長

- 1 県5か年計画では、医学部設置に向けた計画

の策定を約束しており、その方向で進めていく。医師を地域から吸い上げず、医師不足を解消するためのいくつかの手法を盛り込んでおり、実現に努めていきたい。

A. 医療整備課長

- 2 第6次地域保健医療計画では基準病床数を一定の範囲で加算することとなっているが、身体合併症を有する精神疾患患者に対応する救急医療や回復期リハビリテーションは加算の対象となる医療機関としている。今後、医療審議会の意見を聴いて採用する計画を決定し、必要な病床の整備を進めていく。

Q. 柳下委員

- 1 県として、医学部設置のスケジュールをどのように考えているのか。
- 2 西埼玉中央病院の医師が退職したことに対してどのように対応しているか。また、医師確保の見通しはどうか。

A. 保健医療政策課長

- 1 文部科学省の大学設置認可基準が変更されるまでの間の医学部環境整備の一つとして、実習病院機能を担える総合病院の誘致を検討しているところである。

A. 医療整備課長

- 2 西埼玉中央病院では、医師の退職により平成24年10月からNICUが休止しているが、ハイリスク妊産婦の搬送調整を行うコーディネータ制度を活用し、他の地域周産期母子医療センターへ搬送している。また、医師確保については、5月に新病院長が就任し、医師派遣の依頼に精力的に活動している。県も寄付講座による支援や訪問への同行により協力していく。

◆請願審査

委員長

次に、請願の審査を行う。本委員会に付託され

ている請願は、議請第3号及び議請第4号の2件である。

それでは、まず議請第3号について審査する。何か発言はあるか。

柳下礼子委員

本請願について、採択を求める立場から発言する。

今、年金生活者から「国保税・介護保険料が高くて払えない」、「医療費が2割負担になったら、治療を続けられない」との声がたくさん寄せられている。平成22年度末で、国民年金受給者の平均月額が5万5千円、受給者は2,886万人である。とりわけ、女性受給者は平均5万1千円で半数近くが5万円以下となっており、高齢女性の低年金が大きな社会問題となっている。

さらに、「アベノミクス」による急激な円安による輸入価格の上昇で、ここ数か月に食品や日用品の値段が軒並み値上がりし、電気・ガス料金も連続値上げで過去最高となっている。今でも高齢者の多くが年金だけでは到底生活できない。

既に国保税、介護保険料の引上げが行われている。この上2.5%の年金削減で一人当たり月平均1,375円の年金収入を奪うことは、年金生活者にとっては正に死活問題と言わざるをえない。さらに、年金の2.5%削減は、請願にある平成22年度の支給総額で計算すると1兆2千億円余りに上る。年金削減が実行されれば、需要の一層の縮小を引き起こし、消費不況にあえぐ地域経済にも重大な打撃を与えるのは明らかではないか。

以上の理由により、本請願の採択を求める。

委員長

続いて、議請第4号について審査する。何か発言はあるか。

柳下礼子委員

執行部の参考意見を伺う。諸外国と比較して日本の生活保護の捕捉率をどう考えるか。

社会福祉課長

捕捉率についてお答えする。国の推計では32.1%となっている。しかし、正確な数値は分からない。ドイツは64.6%、イギリスは47%、スウェーデンは82%となっている。ただし、制度がそれぞれ異なるので、単純に比較はできない。一番大切なことは、生活保護の申請権が侵害されないことである。

柳下委員

本請願について、採択を求める立場から発言する。

現在、参議院で審議が進められている「生活保護法の一部を改正する法律案」には、不正受給を防ぐためとして、生活保護の申請に必要な書類などの提出を義務付ける新たな規定が盛り込まれている。現行法は、請願にもあるように、保護についての申請を書面で求めておらず、口頭による保護申請も認めている。しかし、行政窓口では、申請意思を示しても申請書を渡さない、あれこれと条件を付けてなかなか申請を受理しない、といった「水際作戦」が横行している。

今年2月、保護申請への三郷市の対応が職務義務違反だったとさいたま地裁で断罪された。世帯主の病気により生活困窮に陥った要保護者の申請を就労や親族の援助を理由に再三にわたって拒んだ事件である。今回の改正は、このような違法な「水際作戦」を合法化することとなり、許されない。

また、福祉事務所に扶養義務者に対する調査権限を付与し、扶養義務者への通知を義務付ける規定も設けられている。これは、保護開始の要件とされていない扶養義務の履行を事実上強いるものである。生活保護を受けることを親族に知られてしまうことや、その結果生じる親族間のあつれきを恐れて、保護申請を断念させることにつながりかねない。既に「娘夫婦に迷惑がかかるなら、保護を辞退したい」との声が受給者から寄せられている。

そもそも生活保護制度は、憲法第25条の「健

康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を具体的に保障したものであり、国民にとって最後のセーフティネットである。ちなみに2010年の日本の生活保護の捕捉率は15.3%~18%であり、フランス91.6%、スウェーデン82%、ドイツ64.6%、イギリス47~90%など欧米諸国と比べて異常な低さとなっている。餓死、孤独死、孤立死事件発生の背景には、この捕捉率の低さが影響していると考ええる。今回の生活保護法改悪案は、生活困窮者だけでなく、憲法25条の生存権という国民の権利を侵害するものであり、廃案にすべきと考える。

以上の理由により、本請願の採択を求める。

◆行政課題報告 福祉部関係「指定管理者」

Q. 柳下礼子委員

- 1 奥武蔵あじさい館について、地元雇用や地域振興の問題など、これまでに様々な提案や要求をしてきた。開設時に飯能市からの財政負担もあり、売却後も吾野地区の核となるよう、県として支援して行ってほしいと思うがどうか。
- 2 伊豆潮風館を以前利用したことがあるが、その後、改善した内容、課題があったら、教えてほしい。

A. 高齢介護課長

- 1 旧奥武蔵あじさい館の譲渡に当たっては、宿泊施設としての継続、地元雇用への配慮、地域振興に努めることを契約条件とした。

休暇村協会では、従業員の一般募集に先立ち、従前からの従業員への求人説明会及び応募受付を実施した。その結果、希望者全員を採用したと聞いている。また、2月に休暇村協会理事長と役員が飯能市長を訪問した。市長からは「県の尽力により、一番望ましい方に買ってもらった。地域の核となる施設なので、一緒にやっていきたい」とのコメントがあった。休暇村協会は、国立・国定公園等で自然とのふれあいなどの事業を行ってきた実績があり、飯能市としても売却先にふさわしいと好意的に捉えている。

地元自治会に連絡した際も好意的に受け止められている。

県としては、今後も条件が履行されるよう確認しながら、地域の核となる施設として継続されるよう見守っていきたい。

A. 障害者福祉推進課長

2 伊豆潮風館が建築されてから25年が経過し、老朽化が課題である。そのため、老朽化に対応した改修工事を毎年実施している。

また、食事については、指定管理者制度導入前には食事の部屋出しサービスを実施していなかったが、利用者の希望により、部屋での食事にするか、食堂での食事にするかの選択ができるようにした。

県内から伊豆潮風館までの送迎バスの利用者は全宿泊者の2割を占めているが、昨年度、レインポーブリッジを経由するルートと河口湖・朝霧高原を経由して伊豆潮風館に到着するルートを増やし、リピーターも飽きないような努力をしている。

◆行政課題報告 保健医療部・病院局関係「埼玉県立大学における幼稚園教諭免許の取得」「指定管理者」「さいたま新都心医療拠点の整備」

Q. 柳下礼子委員

- 1 県立大学における福祉としての保育士と教育としての幼稚園教諭の養成について、どのように考えているか。
- 2 子ども学専攻における養成について、子ども子育て新システムへの対応など質の良い教育を目指すために、どのように対応するのか。
- 3 小児医療センターのさいたま新都心への移転に伴い、跡地に機能の一部を何らかの形で残すとのことだが、検討状況はどうか。
- 4 小児医療センターの移転先であるさいたま新都心の住民について、救急車のサイレン音の対策をどう考えているか。
- 5 蓮田市で、小児医療センターに救急搬送しようとして、軽症で受け入れられないと病院に断

られ、結局春日部市立病院が受け入れ、検査した結果、軽症だったということがあった。症状を見ないで軽症だと判断して受け入れを断っていると、いつか重大な事件が発生するのではと思うが、どのように考えるか。

A. 保健医療政策課長

- 1 認定こども園制度における新たな幼保連携型こども園においても、両方の教育が求められている。学生の就職を考えると、両方の資格、免許を取得できるようにする必要があると考えている。
- 2 現在詳細は把握していないが、新たなカリキュラムにおいて当然対応が図られるものと考えている。

A. 小児医療センター建設課長

3 小児医療センターは、三次医療を担う高度医療機関なので、その医療機能を分割することは非常に難しい。しかし、移転後の通院が困難になる患者への対応のため、知事から、病院機能の一部を現在地に残すことについて検討するよう指示を受けた。

このため、現在地に必要とされる機能について検討を行っている。

具体的には、平成24年4月から5月にかけて、小児医療センターに来院した全ての外来患者に対してアンケート調査を実施した。約6千人の外来患者にアンケート調査票を配布し、約2千人から回答を得た。さらに、この際に希望した患者と、小児医療センターが調査の必要があると認めた患者に対して、7月から8月にかけて郵送による詳細調査を実施した。

また、9月から10月にかけて、病院スタッフが患者家族約40人に対してヒアリング調査を行った。

現在、これらの結果を踏まえ、医療的な見地から検討を行っている。

患者とその家族にとって重大な問題であり、慎重に検討した上で現在地に必要とされる機能

について方向性を出していきたいと考えている。

A. 経営管理課長

5 小児医療センターにおける救急患者の受入れについては、一般医療機関において対応困難な紹介患者を受け入れる第三次医療を行っており、初期、二次の救急には対応していない。今の事例については、現場の救急隊員の判断により、重篤ではないとの判断で他の医療機関に搬送されたものと考えている。

A. 保健医療政策課政策幹

4 さいたま新都心医療拠点周辺の住宅地は、西側の高層マンションとなる。

まず、救急車の出入口を高層マンションとは反対側の合同庁舎側に設ける。

また、救急車が住宅地の前をできるだけ通過しないルートとなるよう消防と協議している。

さらに、サイレン音には耳障りでない住宅モードというものがあり、さいたま新都心周辺に進入する際には、このサイレン音を使用してもらうよう消防署に依頼している。

Q. 柳下委員

現在の小児医療センターの跡地に、どのような施設を作るのかということについて、いつ県議会に報告があるのか。

A. 小児医療センター建設課長

小児医療センターの建設、新病院の移転については、平成28年中とのことであり、まだ時間がある。デリケートな問題であるため、具体的な日時は言えないが、方向性が出た段階で、県議会には報告したいと考えている。